

英米法におけるダイシー理論とその周辺

——ダイシー「代議制統治の形態は永遠のものか」——

A · V · ダイシー
菊 加 藤 紘 捷
池 肇 哉 共訳

訳者解題

本稿は、一八九九年六月、アメリカのハーヴィード・ロー・レヴュー、第一三巻、第一二号（六七～七九頁）に掲載されたA·V·ダイシーの論文、"Will the Form of Parliamentary Government Be Permanent?"^{(*)₁}の邦訳である。ダイシーは一八九八年、ハーヴィード大学に招請され^{(*)₂}、同大学の学生に向けてイギリス法を講じた。それは一八九九年、

Contemporary Review 誌に、ダイシーの名により、“The Teaching of English Law at Harvard”として発表された。後にこの論文はハーヴィード・ロー・レビューに転載されたが、それを含めて、ダイシーは同大学の法律雑誌に三本の論文を発表している。三本のうち、最初に発表した論文が本稿で邦訳の対象とした論稿である。そのなかで、彼が満を持して取り上げたテーマこそ、英國憲法がその成功例として世界に誇る「代議制統治」 Parliamentary government であり、ダイシーは、それをテーマに、果たしてそれが普遍的に永続性のあるものかを世に問うたのである。

英國は、一六八八年、これまでの国王との主権闘争を名誉革命にて決着させ、議会主権体制を確立した。それから一世紀後の一九世紀、ダイシーにより、主権は法的主権と政治的主権に峻別され、法的主権は議会に、政治的主権は国民に存するとされた。本稿の演題にみる Parliamentary government は、論稿の内容に即して言えば、国民のもつ政治的主権により選出され、託された代議員による英國の代議制統治をさすものであり、ここではミルの著わした J.S. Mill, Considerations on Representative Government (一八六一年) (ミル、水田洋訳、『代議制統治論』) にみる “Representative Government” の通りのものとして、本稿では「議院内閣制」より、「代議制統治」として訳した。それは、換言すれば、英國の議会制度をその雛形とした「近代型議会制民主主義」そのものと言つてよいかもしない。タイトルの the Form of Parliamentary Government にみる定冠詞の the の含意は、「近代の」「現代の」「今ではスタンダード化されてくる英國型の」 と様々に解することができるよう。

当論文の趣旨を要約すれば、一九世紀を通じて、英國型議会制民主主義をモデルにした民主主義は、アジアの国家である日本すら含め、世界に急速に敷衍して來たが、非常に特殊な英國の歴史的事情に依拠し發展してきた英國型議会制民主主義でもあり、それは現在の状況にかんがみ、場合によつては、永遠あるいは普遍的なものとして永続でき

ようかとの疑念を呈する内容と言つてよい。

我々日本人にとつて興味深いことには、本論文で、ダイシーは日本で「まるで魔法の杖の一振りであるかのように」突然、採用された議会制統治や議会制度についていささか驚きを持つて言及されていることである。しかし、ダイシーの明治日本に対する評価は、その言外のニュアンスを十分に汲み取るならば、かなり否定的に見ていると言わざるを得ない。もちろん、それは、ダイシーがその判断を「後の歴史の判断」に任せるべきものとしているが、明治憲法下における日本の大戦期の立憲政治が議会制統治どころか、軍部の暴走に対し議会が身を削る抵抗も制約もなしえなかつたことを考えれば、ダイシーの疑念も実に先見の明を得ていたと言えなくはないであろう。

当ダイシー論文が一九世紀の最後である一八九九年に、来たるべき「一〇世紀を前にして代議制統治 representative government 論、ひいては、「議会主権論」を論じた未来志向の論文であつたであらうことは想像に難くない。ダイシーは自己の『憲法序説』（初版、一八八五年）により提示した諸原則を、決して万古不易のものと考えていたわけではなかつた。実は、ジェニングスがダイシーに内在するホイッジ史観批判として指摘してみせた「個人主義 individualism から集産主義 collectivism」への変化といふものは、ダイシー自身により、当論文で既に、言及されている。

しかしながら、そこで提示されているのは、社会進化論的（※ダーウィン『種の起源』は一八六〇年、ダイシー二五歳の時に、初版された。）なボジティイブな右肩上がりの未来志向と言うよりは、ネガティイブな未来志向なのである。英國型主権論に対する将来の否定的な予測が続き、最終的にその判断を読者に任せ形をとつてはいるものの、当論文をダイシーの思想史の中で如何にして位置付けるべきか、ダイシーの真意はどこに存したのか、そのネガティイブな表現による懷疑性・曖昧性ゆえに理解する上で困難が多い論文である。端的にいえば、通常予測される英國型主権の唱道

者たるダイシー像に必ずしも一致しないのである。

しかし、これもまた人間ダイシーの一側面である」とは否定出来ない。畢竟、糺されねばならぬのは、観察の対象でなく、我々の主観的ならざるを得ない理解の方であろう。

当論文では今日の我々には、全く忘却されている一九世紀後半期のヨーロッパで敷衍した「議会制否定主義」もしくは「議会制統治の倫理的崩壊」という状況を想起するかもしない。かかる見解を意味する言葉として、現在では「議会主義」を意味する「パーラメンタリズム Parliamentarism」が否定的用語として触れられている。ダイシーによれば、この用語は English ではない（オーソライズされた英語ではないというニュアンスを持つ）が、当時、編集されつあった OED、すなわち Oxford English Dictionary に収録されるに正当な請求権を有するまでになつたとされる。しかしながら、今日の OED の初版及び第一版では、「パーラメンタリズム Parliamentarism」という用語には、大陸で敷衍したようなネガティブ的なニュアンスは含まれていない。

実は、ダイシーにより、この一九世紀末のネガティブな意味としての「パーラメンタリズム」に関連して語られる諸種の問題点は、二一世紀の現在になつても全く解決されていない問題が非常に多いのである。

ダイシーは、第一に、少数者が、議事妨害手段などにより、その権利を乱用する問題を取り上げる（後出一二九頁以下参照）。

「第一の弊害は、「少数者による専制」というものである。我々は、今となつては、絶対的少数者による各種の議事妨害手段により多数者の意思が歪められ立法院の権威のみならず効率性すら台無しにされることを知悉している。この弊害は、『強制的討論終結手続 closure』という適切な善後策により抑制される」とも、我々はむろん承知している

のであるが、議事妨害手段に対し対して発見された、この唯一の対抗手段というものは、バジエットのような議会制主義者の視点からは、それが治癒する病弊と同程度に、質の悪いものなのである。なぜなら、強制的討論終結手続というものは、議論による統治に不可欠な自由な討論そのものに終止符を打つからである。また、議論を免除しうるという可能性は、議会の倫理的権威というものに、致命的な思考、つまり、議会における討論にはなんの重要性もないとうことを示唆するからである。」

これらは、現在の日本では、「牛歩戦術」などの非生産的な議事妨害や「強行採決は横暴である」と言つて、絶対少数の野党が国会運営を妨害し、ともすれば多数決の原理を踏みにじりかねない状況と直結するかもしれない。ダイシーは、かかる場合の処方箋として「強制的討論終結手続 closure」を挙げるが、これは、民主主義による議論否定にもなりかねず、民主主義の自殺を意味する諸刃の剣であり、二十一世紀の日本でも、未だ、何の解決も見出されていないのである。

第二には、正當に選挙された議会ですら、しばしば、民主主義的な要望を代表出来ない点がダイシーにより以下の如く指摘される。

「第一の病弊は、公正に創出された各選挙区から、それも公正に選出された議会が、重要な案件においてすら、国民の各種要望を代表しそこなうということである。」と。

この点は、現在の日本では等閑視されている。ダイシーは英國議会が、英國の民衆の見解を必ずしも代表するものでないことを早くから看破していた。それゆえにこそ、「法的主権」は「英國議会」にあるが、他方で、「政治的主権」は「英國人民」に存するという理論構成をし得たのである。

ダイシーの最後の第三点は、こゝに現在の我々には想像しづらい。というのも、

「最後に、各国議会は会議・議会というものが、その本質から、為すことに向いていない、ある仕事をするように近年仕向けられてきたことから、信用喪失に悩まされてきている。」と述べているからである。

ダイシーによれば、議会制定法による政治改革がもつとも効率的に行われるのは、革命時など、既にある旧制度を破壊する、破壊的立法の場合であるが、今日では、「個人主義 individualism の信条から集産主義 collectivism の信条へと移行」して来ており、かかる福祉国家觀に基づいた積極的立法は、実は、議会の得意とする所ではないのであるとされる。この点は、歴史的に、現代の我々にとって、興味深い指摘であろうか。

以上のように、ダイシーによる論文は、時代を越えて未来志向であるとともに、ダイシー伝統のダイシー自身による否定というような側面さえも持ちあわせており、極めて評価の難しい論文であると言えるかもしれない。

しかしながら、今や当然かつ所与の前提となつてゐる現代の我々の議会制民主主義の根本を問い合わせなおす意味で、非常に意義ある論文ではないだろうかと訳者らは考える次第である。無論、最終的判断は、読者諸賢の評価に委ねるものである。

(*1) A.V. Dicey, "Will the Form of Parliamentary Government Be Permanent?", Harvard Law Review, Vo. 13, No. 2 (June 1899), pp. 67-79.

(*2) ハーヴィード大学の学長チャールズ・W・ヒリオットの招請を受けて同年一〇月から一一月にかけて同大学で講義をした。Cosgrove, 一七〇～一七一页参照。

(*3) Harvard Law Review, vol. 13, no. 5 (1900), pp. 422-440.

A・V・ダイシー「代議制統治の形態は永遠のものか」⁽¹⁾

加藤紘捷
菊池肇哉 訳

今日、代議制統治の永続性に対する世に広く行き渡っている信仰は、全く非対称的意味を持つ二つの事実に基づいている。

これらのうち、第一のものであり、かつ、はるかに重要である事実は、英國憲法の耐久性とその成功である。

英國議会は、多かれ少なかれ、現在の形態で、六世紀以上も存続して来ており、世代を積み重ねるにつれ、両院の権限、特に庶民院の権限は増大の一途をたどり、今や、英國の公的生活の中心にまで、成長した。

この事実の優れた点は、各時代の多様に変化する英國議会の地位、影響力、特質を知るほどに、いや増すものである。なぜならば、かかる多様性こそ、代議制統治の様々な時代の変化する環境に自らを適応させていくことのできるという内在的能力を、証明するものだからである。もつとも、このことは、我々の想像力に印象づける様々な現象の一つにすぎない。英國憲法は、ある意味で、現代の形態を、エドワード一世治世（※一二七二年から一三〇七年）に完成させたのだが、それはプランタジネット朝（※一一五四年から一三九九年）の時代から我々自身の時代に至るまで、継続して、その妥当性・適応性を示してきており、英國の国勢が増大するにつれ、憲法自体も、徐々に拡大可能であることを、自ら証明してきた。イングランドによるウェールズの併合、イングランドとスコットランドの併合、グレート・ブリテンとアイルランドとの合併を許容するに十分、英國憲法は、柔軟であった。加えて、当初は小さな一

つの島の、さらにその一部分の統治のために、組み上げられたシステムが、広大な大英帝国の需要に応えるために、ほぼ無意識といつて良い成長の過程を経て適合し、かつ、当初はイングランドのみの議会であつたものが、様々な方式及び様々な程度で、各植民地及び各自治領を統制するに至つたのである。例えば、ヴィクトリア（※現在のオーストラリア連邦を構成するQueensland, New South Wales, Victoria, Tasmania, South Australia & Western Australia の六つの英國自治植民地（British self-governing colonies）の一つで州都のメルボルン近辺の区域を含む。当論文の書かれた当時はオーストラリア連邦は成立しておらず、独立した議会を有する自治植民地として認識されていた。）や、カナダ自治領は事実上の独立を達成しており、他の地域、たとえばインド帝国などは、實際上は、最終的手段として各種命令を英國議会の委員会から授權される官吏たちにより統治されている。その成果から判断されるに、最も厳格な批評家さえも、英國立憲主義はその顯著な成功により栄冠を受けるということを否定し得ぬであろう。英國議会が非常に重大な数々の過ちを犯して來たことは、疑いなき事實であるが、同じ事は、有史以来存在してきた全ての統治機関についても言われ得る。現實上、世界の統治に費やされた、もしくは、統治に足り得た人類の叡智がいかに卑小であつたかということは、今や万人の口に膾炙する箴言となつてゐる。しかしながら、いずれにせよ、アメリカ合衆国でジョージ三世（※一七六〇年から一八二〇年：アメリカ独立戦争時の英國王）及びその臣下⁽¹⁾が、植民地支配に關して示した、無能さと先見の明の欠如が、過小評価されるような可能性は、大いにあり得よう。しかしながら、長いその後の歴史の中で、合衆国大統領の愚行と無能が、英國諸王の無知と傲慢さと、同様の無残な結果を残すであろうかは未來の歴史に照らしてのみ、答える疑問として残ろう。無論、英國議会といえども、大きな失敗もあつたのであるが、それが英國人民の為した諸成果と秤にかけられるならば、公平な批評家ならば、後者の立憲政治を信頼する方に大きく軍配を挙げるに違ひない

ことを認めるであろう。なぜならば、英國は、何時の時代でも、その憲法のお陰でとは言わないまでも、その憲法の下で、多くの民族が難破するに至つた様々な嵐を、何とか安全に、乗り越えてきたからである。英國憲法は—その中には我々の司法機関全てが包摶されねばならないが—、バラ戦争中の無政府状態中も、自由の伝統を維持してきたし、貴族的派閥政治の騒乱が英國民の活力を破壊することも阻止してきた。もつとも、チュークー朝での英國の繁栄は、英國議会の両院のおかげと言うよりも、王権のおかげであると主張され得よう。しかしながら、かかる主張の真実は認められるものの、代議制機関が、祖国に対し為した奉仕を、実質的に損なわしめるものではない。なぜなら、英國議会の存在は王権の專制を抑制するか、あるいは、国王の権力を増大させながらも、その專制的権力の行使を英國民の福利に裨益するような様々な経路へと方向付けたからである。英國議会制により、英國は、我々が宗教改革と呼ぶ、社会的、宗教的変革を成功裏に切り抜けてきたし、フランスにおける宗教的自由を確立する希望を叩き潰した悲劇や、ドイツの統合と繁栄を何世代もの間遅延させることとなつた、その悲劇の一〇分の一の損害すら、英國は、被つて来なかつたのである。英國憲法の存在が、スチュアート朝の專制に対して英國民をして抵抗することを可能ならしめ、究極的に、領国に宗教的寛容の時代を確立せしめたことは、いかなる研究者にとつても、明らかである。爾来、余り注意を向けられて來なかつたが、それゆえにこそ、ここで留意されるべき点は、英國の立憲主義は、一七世紀における様々な革命的運動により動搖した公共道德を、回復したということである。ウォルポール⁽¹⁾の時代とピール⁽²⁾の時代とを比べてみると、その中間期に、徐々に高い公共精神が復活したことに注意を払うべきである。かかる比較から、宗教改革前の英國議会の欠陥がどのようなものであつたにせよ、英國の各政治機構には、公共生活の一般的特質の改善を可能にするのみならず、促進する何らかのものを、見出さざるを得ないと、結論せざるを得ないのである。最後

に、議会制立憲主義は、ジャコバン時代とそれに続くナポレオン帝政時代の対フランスとの摩擦の中で、英國を勝利に導いた。その結果としてもたらされた長い平和状態の中で、英國は、革命の害悪抜きに、諸改革の全ての恩恵をうけることに成功したが、かかる恩恵は、ヨーロッパ大陸においては、（仮にもし）可能であつたとしても、暴力と不正義を対価とせずに達成されなかつたものであつたのである。それゆえ、かかる英國憲法の兼ね備える安定性と柔軟性が、世界の現代人の感性に不朽の感銘を与えたことに対し、疑念を抱き得る者は何人も居ないであろう。

次に、代議制統治に信を置くことの、第二の大きな要素は、議会制度の全文明世界への拡張である。

この統治制度は、ロシアとトルコを除く、全ヨーロッパの国家により採用されており、広く言つて、ヨーロッパから文明を受け継いだ全ての国に敷衍しており、ついに、議会制度は極東アジアにまでも侵食した。日本人の度を過ぎたとは言わぬが異常な模倣性は、彼らをして、まるで魔法の杖の一振りのように、現代立憲制度のコピーもしくは下手な戯画 caricature を生み出すことを可能にせしめた。彼ら日本人は、今や、立憲君主を有しているし、自身の内閣を有しているし、自身の議会多数派を代表する閣僚を有しているし、自身の対立政党を有しているし、自身の議事妨害手段を有しております、最新の民主制統治の美点のみならず、欠点までを再生産してみせたのである。果たして、このヨーロッパの政治的製品の東洋国による輸入が、日本にとり有益足りえたのかは、時の経過のみが答を出すことができる問題であろう。しかしながら、全く議会制の伝統の存しない、東洋のこの一種族による、立憲主義の現行諸形態の採用は、今日の現代人にとって代議制統治は文明國もしくは進歩主義的國家に不可欠の要素であると考えられていることの、決定的証拠もある。

かかる見解の現状は、全くもつて当然なことである。しかしながら、議会制度の健全性は、それらが実際のところ

依拠する様々な事実によつて確立されたのではないかと疑問視しうる、諸種の考察というものが存する。

まず第一に、英國の憲法史は変則的であることは言わざもがな、例外的でさえある。それゆえ、英國人民の経験から得られた教訓を、他国の居住者に適用することには、注意深い理論家なら、反対せざるを得ないであろう。私の意味するところを説明するためには、手元にある事実のうちから一例を供すのみで十分であろう。英國の島国的特質が、英國の諸種の自由権を、その破壊から救つたのである。ヨーロッパ大陸諸国、もしくは、強力な近隣諸国からの攻撃に晒されて来たことにより、行政権の権威強化を余儀なくされ、最終的には大規模な常備軍の維持を余儀なくされたあらゆる国々において、かかる自由権がいかにして、英國において深く根を張り、徐々に進展し得たのかを理解することは容易なことではない。今日においては、議会がその権威の基礎を確立した時代に、英國の諸種の軍隊がいかに取るに足らないものであつたかを想像することは、困難である。實際、ある危機に際して、英國の自由の保護のために、常備軍が設立され、一人の成功した將軍に無限の権限を与えることが必要となつた。かかる英國議会の自由を代表して、兵力を使用せんとする試みは、ある好都合な状況下で為された。つまり、クロムウェルは文民教育を受けていたし、彼の兵隊は共和主義者であつたのである。しかしながら、そのような実験は失敗に終わった。常備軍の優位性は、英國人民の諸種の自由と相容れないことが明らかになり、かつ、王政復古は王権の勝利と言うよりは更なる議会側の勝利に終わつたのである。今日、連合王国は過去の世代の英國民が、それなりにもつともな理由を持つて、市民的自由への脅威と見なして來た、その各種軍隊を維持している。しかし、今日の英國諸軍は、大英帝国全域の防衛のために存在しており、その目的のためには、それらの軍隊は必ずしも大規模であるとは言えない。また、海軍といふものは、極めて稀な事例をのぞいては、革命を引き起こす手段としては使用不能なものである。加えて、英國議会

というものは、結局のところ、それが最大の要点なのであるが、今日においては英國の制度の不可欠な一部にまでなつており、全英國人民にとり、英國議会的思想及び英國議会的伝統というものが骨の髓まで浸潤して来ているのである。ゆえに、今日においては、その保護に最も熱心な自由の友人でさえ、クロムウェル政権下で反乱を起こし、英國議会を解散させた連隊よりもはるかに大規模な諸軍の編成を、無頓着かつ無防備に目撃し得ることを保証されているのである。私の言わんとする事を、これ以上詳説する要はなかろう。英國史からも、他国の数百年來に渡るそれぞれの経験に照らしても明らかなことは、英國の例外的歴史とは全く発達を異にする国々に、英國の諸制度を成功裏に移植することがどの程度可能であろうかというの、極めて、疑わしいということであり、英國人の経験を引き合いに、議会制統治が、あらゆる文明的国民の需要に応え得る政体の形式であることが証明されるなどと考へることは、確実に早計であるということである。

このことに対する証明は、我々にとつての第二の偉大な事実、つまり、議会制統治の世界中への伝播によつて齎されるはずだとも考へることができるよう。

しかしながら、いかなる思想家であれ、模倣という人間行為がいかに計り知れぬものであるかを知悉する者ならば、ある流行が急速に拡大したからといって、そのことが、即、かかる流行がある国家の特定の需要を満たすことを証明するものであると、結論付けることには躊躇するであろう。政治においては、流行というものは全能である。議会制統治は、この半世紀に流行となつた。そして、代議制機関を各自統いて採用した各国民は、繁栄して権力のあると自身が称賛した近隣諸国を模倣しようとする自然な欲望から、そのように行為したのである。日本の政治家たちは、ヨーロッパは強大であると認識した。彼らは、ヨーロッパ人達のようになりたいと、思つたのである。それゆえ、彼

らは、当世流行のヨーロッパ流の政治的よそいを採用し、身にまとつたのであるが、それは、彼ら自身が、燕尾服と山高帽を身にまとつてみせたと同じことである。いずれの場合も、彼らはヨーロッパ人達のような格好をしたいと思つたのである。日本の政治家たちは、ローマ帝国の称号や法を採用した、フランク人達やロンバルド人達と、正に同じ行動をしたわけである。仮にもし、日本の西洋慣習を習得したいという欲望が、ルイ一四世が西洋列強の中で最も賞賛されていた時代に起こつたのならば、日本人政治家たちは、フランスの行政システムに範をおいた行政制度を構築し、ロンドンと言うよりはパリの流行に従つていたことであろう。つまるところ、人間本性の盲従性というものは、ある特定の民族もしくは国家に限定されるものではない。現代のスペイン、イタリア、もしくは、メキシコの政治家達は、各自違つた形式ではあるが、それぞれの時代に支配的であつた各流行に追従してきた。ある国家の国制が、議会制君主制であれ、中央集権化した共和国であれ、連邦制共和国であれ、多くの場合は、ある特定の政治形態が与えられた、ある民族の需要を満足すであろうという、何らの合理的確信をも伴わずに、各国の憲法制定者の各時代に支配的であつた流行に追随しようという無意識の欲望によつたものである。つまるところ、それらの国家の憲法制定者達は、それぞれ、英國、フランス、アメリカ合衆国といった国々の各時代の支配的威信におもねつっていたのである。

しかしながら、議会制統治は、比較的最近に発明された政治メカニズム以外の何物でもないのであるが、蒸気エンジンや電報などといった、他の人間の発明の才による製品同様、その様々な国での採用の事実は、一部には、その証明された有用性によることもまた事実である。それゆえに、議会的諸機構の敷衍は、それを採用した国家によつて有用であると証明された、との推定を与えるものである。

かかる所見は、明らかな眞実ではあるが、二つの考察からその力を削がれるものである。第一に、我々が問題としている政治的流行は、歴史的には、比較的最近に起源を持つものである。一七八八年、つまり、革命のドラマを開始したフランス国民三部会が招集される前年においては、おおまかに言つて、議会的機構というものは、英國人民のみの所有にかかるものであつた。諸種の議会制度は、英國およびその植民地と自治保護領であつた国々にしか存在していなかつた。たしかに、デンマーク及びスウェーデンにおいては、議会が今日同様に権力を有していた時代もあつたが、これらの国々において議会は既に廃止されていたか、もしくはまさに廃止されんとしていたのであり、両者ともにおいて王権の勝利はかかる人民の自發的選択によるものであつた。第二に、議会制立憲主義の有用性に対する人民の感傷ほど、あてにならず、移ろいやすいものは、他にない。フランス革命は、社会的不平等及び政治的專制に抵抗する運動であつた。それは、ごく当然のことわりとして、最もよく知られ最も成功的であつた、人民統治の一形態への情熱に、火をつけたのである。それゆえに、ある一時点では、議会制度がヨーロッパの主要国において確立されるであろうと予測することは、全く合理的なことであると思われたのである。しかしながら、かかる期待は裏切られることとなつた。ナポレオンは、言論の自由に、一層敵対的な、啓蒙專制君主制の一形体を発明してみせたのであるが、（※ナポレオン政権の弾圧した）この言論の自由こそが、同革命が破壊し動搖せしめた封建君主制度よりも、正に、（※英國の）議会制統治の魂であつたのである。ナポレオンの没落は、英國型立憲主義を流行せしめた。しかしながら、ナポレオン帝政の転覆も、フランスに対する英國の勝利も、議会の自由への信仰を、本来期待されたほどには普及せしめなかつたのである。一八四五年時点での、ヨーロッパの状況を考えてみよう。例えば、フランスやベルギー、スペイン半島の諸国など幾つかの重要な国において、多かれ少なかれ、英國の自由の先進性を模倣した立憲君主政体を探

用していた、ということが見出されるのであるが、これらの国家の中には、かかる模倣は現実上のものであるというより、遙かに单なる名目上のものに過ぎなかつたのである。一八四五五年においても、英國で理解されるところの「自由の領域」は進展中であつた。しかしながら、この領域獲得に対しては、イタリアおよびオーストリア帝国のほぼ全域において、專制的独裁制が支配的であつたという事實が対置されねばならないのである。では、今度は、一八五八年に目を向けてみよう。我々は、一八四八年革命により、ほとんどは無駄に終わつたものの、一つか二つの国、特に、ピエモントとスイスにおいて、恒久的な議会制統治の形体が確立されたことを見出すであろう。しかしながら、かかる進展は、別の後退により帳消しにされることとなる。フランスにおいては、帝政が再興されたが、それは—クーデターによる裏切りがいかに憎むべきものではあつたとしても—、フランス国民の積極的賛成とは言わぬまでも、（※権威主義的復興帝政への）黙従を伴つたものであつた。それにも関わらず、フランス第二帝政は、その他の特質がどのようなものであつたのであれ、一貫して議会制統治を否定してきたし、これからも否定し続けるものである。オーストリア帝国を盟主としたドイツ同盟の国々においては、專制による支配が強化され、ハンガリーの憲法的諸権利は破壊された。この一八五八年という年は、注目に値する。それは、ある時代の終わりを告げていた。翌一八五九年には、イタリアの一部を開放した戦争により、何らかの新時代といつていゝものが開始された。この年以降、今日に至るまで、ほぼすべてのヨーロッパ諸国で議会が再導入、再確立されてきた。しかしながら、この事實は重要ではあるものの、我々をして議会制統治に対するある世論の変化を等閑視することを許してはくれないのである。いずれにせよ、これらの事實は、ある國民が、ある時代の流行に従つて議会制度を採択したが、その流行の移ろいに伴い、議会制統治のシステムを、放棄しえたという可能性を証明するのみで、議会制民主主義という發明が、人類に明らかな恩恵

を施してきて、最早、人類はそれを放棄しようとしないし、むしろ、放棄することが不可能なような他の発明と、同レベルであるということは、到底主張する事は出来ないのである。

そうすると、議会制統治制度の永久性に対する信仰は、結局のところ、狭隘、かつ、不安定な、歴史的事実という基礎の上に立脚しているにすぎないということになる。つまり、議会制民主主義への信仰は、我々が見てきたように、第一に、英國憲法の明らかな成功と、第二に、ここ一五〇年間ほどのヨーロッパの経験に依拠しているのである。

これら二つの事実の重みに対し、その恒常的重要性がどのようなものであれ、対置しうるのは、いかなる公平な観察者であつても、その存在を否定し得ぬ、ある一つの現象である。

議会に対する信仰は、その失墜を経験したのであるが、それは、議会制統治の採択された地域の進展に正比例するものであり、それに従い、代議制統治の倫理的權威や威信も失墜したのである。

このことは、この一九世紀中頃という、ごく最近までの世論の状況を知る齢よわいにある者には、明白たる事実である。一八四八年革命が社会改革者や革命家たちに、彼らの理論を実行に移す、たとえ一過性のものではあるにしても、思ひがけぬ機会を提供した時、ヨーロッパ諸国において、相次いで「憲法constitution」設置の要求が起こつたのである。当時、「憲法」という、この言葉の意味したものは、常に、議会制統治の導入もしくは伸長を内包していた。まったく、実際のところ、当時においては、自由の進展を望む者で、ヨーロッパ全域において、何らかの形の代議制機関が文明社会全域を通じて人類に対し最大の恩恵を惠与するであろうことを疑うような者は、誰一人として居なかつたのである。このことに関するでは、そして、おそらくこのことに関するだけは、マコーレー⁽ⁱⁱ⁾や、バーマ斯顿⁽ⁱⁱⁱ⁾、グラッドストン^(iv)といった英國の政治家達が、カブール^(vii)などの大陸の議会主義者のみならず、ラマルティヌ^(vi)やコ

シユート、マツツイー^(x)といった非常に違つたタイプの革命主義者たちとも同意するところであつた。ところで、一九世紀中葉における普遍的な議会制統治への信仰と、今日一九世紀末における議会制統治への懷疑主義とを比べてみると、がいい。今日、全世界からいたるところで議会的機関に対する批判や非難が聞かれる。これら全ては「パーラメントアリズム Parliamentarism」の一語で尽くされるものである。この「パーラメンタリズム」という言葉は到底まともな英語ではないが、マレー博士 Dr Murray の英語辞典（※要するに、OED）の、いかに聞きなれぬ言葉でも英語を書こうと志す人類によつて使われている単語であれば、どんな単語でも登録しようとする見境ないとはいえぬまでも、太つ腹な博愛主義に対し、今や、正当な請求権を主張しうるまでになつてゐるのである。この言葉は大陸起源であり、英国人にはごく最近まで無縁であり非常に不自然でさえある、ある思想、つまり、「議会制統治の倫理的崩壊」を意味する。

もつとも、一方で確かに一過性なものであるかもしれないのであるが、議会制立憲主義の陥つた、かかる不信の証拠を挙げることは容易である。アメリカ憲法の増大する厳格性と頃末主義（—ところで、これらのものはアメリカ共和国のほぼ全州に名目ではなく現実として存在する状況なのである—）、スイスにおける国民投票制、熟考された比例代表制度導入への提言、何千人の人々が有する感情を制御しうる者のほとんど居ないような言葉で語られる才氣があり重要な思想家たちによる政党制度への非難、これらすべてのものは、少なくとも場合によつては、選出された議会が偉大な国民の最悪の部分を代表することがありうるような、代表制度に対する広く行き渡つた不信というものの証左である。しかしながら、ほとんどすべての観察者が否定しえぬ世論の状況に対し、これ以上証拠を積み立てることは無益であろう。さしあたつての私の目的として重要なのはその原因の特定である。

かかる原因は二つほどの項目にまとめることが可能である。

第一に、代表制統治の採用の敷衍が議会からその権威を奪い去ったのは必然であつた。

代表制立法府を有する国家が、極く少数に限られており、たまたま、その国家が繁栄を謳歌していた限りにおいては、かかる国家の繁栄を彼らの賞賛すべき憲法に帰し、自らの立法者になる権利を獲得したいかなる国民にも繁栄が約束されると考えることは容易であつた。また、情熱的な議会主義者にとっては、人民を代表する議会は、その人民を益する全ての立法を為すであろうと、換言するならば、法改革者もしくは博愛主義者自身が恩恵的であると信じた全ての立法が為されるであろうと、信じることは容易であつた。しかしながら、革命時の危機的状況下では、賢明で経験豊かな人々をすら不當に影響せしめた、かかる甘やかな期待というものは、糠喜びの水泡と帰す運命にあつたのである。今日となつては、いかなる国家ですら議会を有しており、かつ、その繁栄の度合いは、各国によりまちまちである。代表制度を採用したからといって、その国民の繁栄が約束されるものでもないことを、我々は確實に理解している。また、議会という立法府は、その選挙民の叡智のみならず、愚行までも反映するものであり、議会立法はしばしば人類の暗愚の端的な記録でさえある。そのうえ、ある一人の改革者によつて肯定される立法は、別の改革者の最も強固な確信に対し矛盾する。それが国王であれ、議会であれ、民衆会議であれ、立法者から提起される法案といふものは、少なくともそれに賛同するのと同数の反対者を立腹せしめないようなものは、歴史上存在しなかつたし、爾後、未来においても存在し得ないのである。

第二に、樂觀主義者とは決して呼ばれ得ぬ人々により、人民による統治の敷衍から期待しうるような利点の幾つかでさえ、現実のところは、現代おいて代表制機関の存在を享受している諸国民に与えられていないのである。

この事の一例として、イタリアの場合をとりあげてみよう。ヨーロッパ全域の最高の賢人たちにより、新しいイタリア国民の出現が期待されてから四〇年ほどの歳月が経過した。外国に寸断され、僧職者による暴政と迫害による知的暗黒状況という最悪の状況下にありながらも、新生イタリアが高い天稟と搖るぎない愛国心を有する傑物を多く輩出するはずであると全知識人が表明したものである。外国勢力の驅逐と市民的及び宗教的自由の導入により、イタリアは再生し、人格的にも知性的にも、現代ヨーロッパの指針となるような市民を生み出すことが可能となるであろうと、自信を持つて、そう考えられた。現在のイタリアは、他の世界の諸国と同程度に、自由はある。つまり、この二五年間、イタリアは、その憲法に絶対的に忠実である立憲君主により招集され、自由に選挙された議会により統治されて来ており、今現在もそのように統治されているが、その友人たちにより賭けられたイタリアへの期待は失望に終わっている。彼らは、ある歴史的逆説の目撃者となるよう、運命づけられていたのである。つまり、外国勢力や、専制君主や、僧職者によるイタリア統治・支配は、歴史がその名前を容易には忘れえぬ多くのイタリア人たちを輩出してきた。しかしながら、その一方で、現代のイタリアの自由と独立は、外部世界から見る限りにおいて、取るに足らないが、それゆえ、当世の名声は剥奪されているものの、その代わり、死後の批判・不名誉からも保護されているということに大方のところ満足を見出している、といったような愚にもつかぬ政治家たち以外の、何者も生み出しているはない。今のイタリアのどこに、カブールやマツツィーニやガリバルディやマニン(註)の後継者が居るというのであるうか？ローマ議会のどこにも、そのような者は、見い出し得ぬことは確実である。しかし、その一方で、正気の人間なら、誰も、専制的政治の復活を希望するような者も、イタリアには天稟と偉大性を兼ね備えた人物が過去に居続けてきたし、今現在でも居るであろうことを疑うような者もいないであろうと私は補足したい。しかしながら、一方で

まったく不可解なことであるものの、今のところ多くの観察者たちの目には、現代型議会制立憲主義が、知恵と誠実者を兼ね備えた指導者による指導を希求しているのが確実なそのイタリアという国家に奉仕する最良かつ最も崇高な人物を与えるであろうかどうかは疑わしい。その上、代議制統治が自由の最良の果実の生育に近年失敗した国は、なにもイタリアに限るものではない。

第三に、現代的生活の数々の状況は、代議制議会から、その威儀を取り去つてしまつたことが挙げられる。

世評というものは公的・政治的生活にかかせぬものとはいえ、同時に、その破綻の種でもある。英國人民が庶民院を尊敬することも、私が推測するに、アメリカ人民がその下院を尊敬することも、仮に英國議会やアメリカ連邦議会の議論の毎日の記録を読むことが不可能であつたならば、よりたやすいことであつたろう。確かに、何らかの価値を持つた著作の中で、うらわびしさという点において、議会議事録・ハンサードに比するものは稀であろう。概して、現代社会は、出版の自由の賜物なのである。しかしながら、英國庶民院が記者たちに対し持つ本能的反感というものは理由なきことではない。新聞各社は、不可避的に、議会制統治のくだらない威儀のない部分を、外の世界に対し提示したがるものである。一九世紀末の今日において、英國議会の議員に見出される才能の量というものが、一八世紀末の前任者たちのそれに劣ると信ずるに足る何の有効な根拠もない。しかしながら、それにもかかわらず、一つの重大な差異が存する。その才能がどのようなものであれ、現在では、全ての国会議員は多かれ少なかれ、世人の目に晒されている。我々は全て、我々の中の偉大な人物の弱い様々な側面を知つており、よりたちの悪いことには、第二級や第三級の我らが政治家たちが全くありふれた凡人であることを知悉しているのである。前世紀の終わりには、大衆の大部分に知られていた二、三の限られた人間というのは指導者たちであり、それらの指導者達は大衆の前に丸裸

であらわれることは決して無かつた。たつた五〇年前ですら、パーマストン卿はブライト氏の「地方・田舎での政治家のお目見え」を嘲笑した。かかる嘲笑は、当時においてですら、いさか時代遅れのものであつたが、今日においては、かえつて、なお一層、無意味なものである。この「地方でのお目見え」は、ここ一〇年余りの期間においては、

指導者たらんと熱望する、最上の者から最下等の者にまで至る、全政治家の主要な業務と化してきている。

第四に、バジエット^(xiii)のごとき明敏な觀察者をして認識し得なかつたような、議会制度の陥りやすい二つの弱点、もしくは、病弊が、近年明らかになつてきた。

第一の弊害は、「少数者による専制」というものである。我々は、今となつては、絶対的少数者による各種議事妨害手段により多数者の意思が歪められ、立法府の権威のみならず、効率性すら、台無しにされることを知悉している。この弊害は、「強制的討論終結手続 closure」という適切な善後策により抑制されることも、我々はむろん承知しているのであるが、議事妨害手段に対して発見された、この唯一の対抗手段というものは、バジエットのような議会制主義者の視点からは、それが治癒する病弊と同程度に、質^(たち)の悪いものなのである。なぜなら、強制的討論終結手続といふものは、議論による統治に不可欠な自由な討論そのものに終止符を打つからである。また、議論を免除しうるという可能性は、議会の倫理的権威というものに、致命的な思考、つまり、議会における討論にはなんの重要性もないといふことを示唆するからである。

第二の病弊は、公正に創出された各選挙区から、それも公正に選出された議会が、重要な案件においてすら、国民の各種要望を代表しそこなうということである。この危険性はハラム^(xi)やフリーマン^(xv)やバジエットといった旧来の憲法論者の著作の中には、ほとんどといつていいか、まったく警告されて来なかつた。しかしながら、かかる（※議会が

国民の見解の代表することにおける)失敗の悪評は、現代では周知のこととなつた。アメリカの各州の市民が、憲法制定会議により提案された改正を拒否する時や、スイス人民がリファレンダム Referendum により連邦議会を通過した法案に拒否権を発動する時、新しく選出された英國庶民院が解散されたばかりの庶民院によつて通過された法案を絶対的多数で弾劾する時、かかる場合には、すべて、代表制機関がその選挙民の諸種の要望を反映することに失敗したことは明白である。また、代表制議会の側で、その主要な機能を果たすことに失敗したという事実は、必ずしも議会の構成員の側からの、裏切り行為や非行によるものではないということに、注意を払う必要がある。スイス人民は、彼の法案をスイス人民自身が廃案にしてきた当の議員のまさにその議席を何度も再選して來ているのである。当面の私の目的のためには、直接民主制の各短所長所について、ここで、何らの意見を表明することも不必要であろう。唯一、ここで主張したいことは、代議制機関がその選挙民を代表し損なう可能性により、議会の権威が減ぜられるという事実である。

最後に、各國議会は会議・議会というものが、その本質から、為すことに向いていない、または、ある仕事をするようによつて近年仕向けてきたことから、信用喪失に悩まされてきている。

このことは、古来の英國議会についても確かに当てはまる。一八世紀末もしくはこの一九世紀初頭において、代表制統治の各種利点を称揚した改革者たちの目的は、主に、個人の自由の行使の妨げとなる全ての独占状態や特権を破壊することにあつた。今や、破壊の目的のためには、人民会議が最良の道具である。長期議会^(xvi)は、二つの短い王令により英國の君主制と貴族院を廃止した。フランス国民会議は、一夜にして、あらゆる封建制度の残滓を破壊した。あるフランスの歴史家により、(それは)「濫用的特権の抹消 St. Bartholomew of Abuses」^(xvii)と名付けられた、この

一七八九年八月四日の事態は、實際には、国民會議が意図したような、スッキリとした「旧体制・アンシャン・レジーム」の一掃とはならなかつたのである。この部分的失敗は、いかなる国家の土地法改革においても、それが廃止する諸法を、何らかの新しくてより良い制度に代替する建設的立法抜きには、不可能であるという理由に由来する。なにも、革命時の會議だけが、破壊得意だというわけではない。カトリックを弾圧する刑事立法の廃止、保護貿易主義の全形式の撤廃、スコットランド国教会の非国教化などは、連合王国議会の権限の内部にあり、英國議会により、立派に達成されてきた偉業である。制度破壊に関する英國議会の能力が、少しでも落ちたと信ずる理由は、何もない。假にもし、時代の要請が、破壊的立法を未だに要求するのならば、英國議会は、従来に負けぬほど効率的であることを、自ら証明するであろう。しかしながら、我々の時代精神には、徐々に、ある変化が訪れたのである。いずれにせよ、一九世紀最後の四半世紀になつて、現代の改革者たちは、それにより國家の様々な需要を満たすものとされ、大衆の生活をより幸福なものにするであろうと考えられる建設的な立法を、要求するようになつて來たのである。我々は、ほぼ無意識に、全体的にか、部分的にか、個人主義 individualism の信条から集產主義 collectivism の信条へと移行してきたのである。かかる新しい信念の形態は、代議制會議に、大規模な代議制議會が為すのに適していない、まさにそのような仕事を課すのである。「自由放任主義 laissez-faire」の信念の衰亡は、議会への信頼及びその道徳的權威の失墜へと、本質的に、連鎖するのである。

仮に、上に述べたような種々の考察の中に、何らかの真実が見出されるとすれば、実践政治の分野からはかけ離れてはいるであろうが、一種の思想上の興味を有するであろう様々な結論へと、我々は到達するのである。今日存在する形態での議会制システムが永続的なものであろう、という信念は、我々が見出す、一定の現実上の重要な幾つかの

事実に依拠しているが、しかしながら、それらの事実は、それらに依拠するその結論に対しては、非常に狭隘、かつ不完全な基礎をしか与えてくれるものではないのである。また、もう一方において、一九世紀の後半期において、議会の威信の凋落が、明白となつた。議会の道徳的権威の失落は（既に述べられたような）重要性において様々に異なる諸種の決定的要因によるものである。これらの諸要因がどの程度作用し続けるであろうか、もしくは、どの限度でそれらは除去もしくは中和されるのであろうかという問いかけは、用心深い思想家ならば、なんの決定的見解も表明せず、ただ読者諸賢による考察に委ねるべきであろう。

(1) 一八九九年六月、ハーヴィード・ロー・レビューアード第一三卷、第二号

(i) 当論文がアメリカのハーヴィード大学で発表されたことを想起する必要がある。アメリカでは英國王ジョージ三世と言えばアメリカ独立戦争時の英國王で國敵、及び暴君であることは自明の理であつた。ダイシーはジョージ三世の統治が失政であることを基本的に認めてはいるが、そうは言つても、アメリカ大統領が将来暴走してジョージ三世の評価が相対的にアメリカですら上がるようなことも無いとは言えないだろうと、英國人らしい皮肉で当てこすつているのであるが、表現自体がわざと韻晦かつ難解にされており分かりづらい。「過小評価」という表現が韻晦である。ダイシーが「将来の歴史の判断に仰ぐしかない」という表現を使うときは、ほぼ彼の中で結果が決まっており、単なるレトリックにすぎない。

(ii) ロバート・ウォルポール Robert Walpole, 1st Earl of Orford (26 August 1676-18 March 1745)。一八世紀前半期に活躍した英國の政治家および事実上、英國史上最初の首相。一般に、一七〇七年併合法によりスコットランドと併合した「グレート・ブリテン」の最初の首相 Prime Minister と称されるが、当時、法的にはそのような職掌は存在しなかつた。ホイッグ党の党首として、重商政策と平和外交を推し進め、フランス革命が終わったばかりのフランスと宥和政策をとつた。

(iii) サー・ロバート・ピール Sir Robert Peel (5 February 1788-2 July 1850)。一八世紀前半の保守党 Tory の政治家。ウォルポールと対照的に、同時期のトーリーを指導した。1834-35年に、メルバーンがウェーラム四世に罷免されたことで保守党が政権を奪還し、第一次ピール内閣を形成する。一八三五年には、アイルランド国教会の教会税転用問題をめぐる批判に負け、下野、メルバーン第二次内閣が成立する。一八四一年の解散総選挙で勝利し、第二次ピール内閣を組閣。保守党の中でも保護貿易政策には組せず、ウェーラム・グラッドストンを起用し、自由貿易を推進した。この結果、保守党は自由貿易派と保護貿易派に分離することとなる。ダイシーがウォルポールとピールの間の時代に「公共精神が復活した」と言っているのは、恐らくは、フランス革命とナポレンの敗走による反動主義を乗り越えた、ピールの時代には保守党の政治家と言えども、自由主義的、社会福祉的（※主にアイルランドの貧困問題に関係して）な政策をとることが時代精神になつていたことに言及しているものかと思われる。

(iv) ルーマス・バビングトン・マコーネー（マコーリー&ム） Thomas Babington Macaulay (25 October 1800-28 December 1859)。英国の自由党 Whig の政治家で歴史家。彼による『英國史 The History of England from the Accession of James II, 5 vols., (1849-55)』は、英國の典型的な正当史観であるホイッグ史觀を代表する名著として知られる。また、インド統治時の法務大臣に任命され、各種インド成文法典の父としても知られるほか、同地の教育改革にも尽力した。

(v) ハンリー・ジョン・テンプル（第三代ペーマ斯顿子爵） Henry John Temple, 3rd Viscount Palmerston (20 October 1784-18 October 1865)。俗にペーマ斯顿卿 Lord Palmerston として知られる一八世紀後半のホイッグを代表する政治家。第一次ペーマ斯顿内閣 (1855-1858)、第二次ペーマ斯顿内閣 (1859-1865) を率いた。英國の国益を重要視しながら自由主義的政策を推し進めた。

(vi) ウィリアム・エワート・グラッドストン William Ewart Gladstone (29 December 1809-19 May 1898) は、こぢやか年長であるが、ダイシーとほぼ同時期に活躍した自由党の政治家。ヴィクトリア朝中期、後期は、彼と保守党のベンジャミン・ディズレリーとの政治闘争の歴史である。一九世紀後半の四期 (1868-1874, 1880-1885, February-July 1886 and 1892-1894) に渡って首相を務めた。ダイシーの親友であるブライス James Bryce は第11次グラッドストン内閣で外務次官 (1886年)、第

四次グラツィードストン内閣でランカスター公領尚書（1892-94年）を務め、ダイシー自身とも非常に政治的に近い関係にあつた自由党的政治家であつた。

(vii) カミッロ・パオロ・フィリッポ・ジュリオ・ベンソ・カブール伯爵 Camillo Paolo Giulio Benso, Count of Cavour (August 10, 1810-June 6, 1861) は、カミッロ・カブールとも伯爵号を姓に取り、カミッロ・カブールとも称される。一九世紀のイタリアの政治家であり、サルディニア王国首相であり、初代イタリア王国首相も務めた。ガリバルディ、マッツィーリと並ぶ「イタリア統一の三傑」の一人。非効率な革命を嫌い、議会政治を好んだ。彼の有名な言葉に「議会が閉会中の時ほど無力感を覚えることは無い」という言葉が有り、「議会制主義者」とダイシーが評するのも宣なるかなである。

(viii) アルフォンス・マリ・ルイ・ドウ・ブラ・ドウ・ラマルティーヌ Alphonse Marie Louis de Prat de Lamartine (21 October 1790-28 February 1869) は、フランスの作家・詩人であり、フランス第一共和政設立に主要な役割を果たした政治家でもあつた。一八四八年にナポレオン三世と大統領選挙で争つて破れ、一八五一年のクーデターで政界を引退。

(ix) ラヨシュ・コシュート (ロシュート・ラヨシューム) Lajos Kossuth (19 September 1802-20 March 1894) は、ハンガリーの法律家、ジャーナリストで政治家。一九四八年から四九年のハンガリー革命時のハンガリー王国の執政官として有名。

(x) ジュゼッペ・マツツィー Giuseppe Mazzini (22 June 1805-10 March 1872) は、イタリアの政治家、ジャーナリストであり、イタリア統一運動の活動家。革命を非効率なものとして嫌悪し、議会制民主主義を好んだカブールなどとは異なり、生粹の共和主義者であり民衆革命主義者であつた。その強い理想主義のため、イタリア統一後は、次第に現実的政治路線とは乖離し政治的孤立を深めることとなつた。

(xi) サー・ジエームズ・アグストゥス（オーガスタス）・ベンリー・マレー Sir James Augustus Henry Murray (7 February 1837-26 July 1915) は、スコットランド出身の辞書編纂学者及び文献学者で、OED (Oxford English Dictionary) 『オックスフォード英語辞典』の初代編集長であつた。OED の編纂開始は一八七九年に宣誓され、マレーは、当初はスコットランドの自宅にスクリプトールム scriptorum と呼ばれ、そのために建設した特殊なトタン張りの編集室を建築したが、仕事量の増加のためオックスフォード北部のバンベリー・ロードに移り、scriptorum も再築した。OED 編纂事業のため、バンベリー・

ロード七八番の彼の自宅兼オフィスには、毎日、英語の新しい用例に対する大量の郵便物が配達され、ついには、彼専用のポストが設置されるに至った。（※同地番にはそのポストが史跡として現存している。）当論文が書かれた一八九九年当時は、ダイシーの同僚であり、OEDに着手して一〇年目であり、オックスフォードの名物事業の一つになっていた。マレーは一九一五年には胸膜炎で死去するが、OEDの完成が宣言されたのは、一九二七年の大晦日のことであった。

(xii) ダニエーレ・マーニ Daniele Manin (13 May 1804-22 September 1857) は、ヴェネツィアの政治家で、愛国主義者、ヴェネツィア臨時政府大統領。イタリア再統一に従事した英雄として知られている。

(xiii) 日本は通例、バジヨットの発音で知られているが、筆者が複数の英国人に確認した正確な英語の発音はバジエットである。今日では、インターネットの多くのサイトに各地域のネイティブによる発音の標本がアップロードされており、現地での発音の確認が容易になっている。バジヨットのように昔から日本人研究者によく知られており、伝統のある人名は、逆に、人名辞典などでも間違つたまま伝わるのも多い。

(xiv) ハンリー・ハラム Henry Hallam (9 July 1772-21 January 1859)。英国の歴史家で、英國憲法史『The Constitutional History of England, 1st ed, 3vols, (1827)』で知られる。ハラムの憲法史を皮切りに一九世紀の英国の憲法研究は始まる。

(xv) Edward Augustus Freeman ハドワーム・アグストウス（オーガスタス）・フリーマン (2 August 1823-16 March 1892)。ヴィクトリア期の建築家であり、歴史学者であり、政治家。オックスフォード大学における現代史の欽定講座教授 Regius Professor of Modern History であった。主著として『英國憲法の発達：その創成期から The Growth of the English Constitution from the Earliest Times, (1872)』がある。当時流行したドイツ歴史学派の影響を受け、ゲルマン史学的観点から英國の初期憲制・憲法史を叙述した。ダイシーの著作にしばしば引用されているが、ダイシー自身は、英國憲法の精神の起源をゲルマン・シイツに求めるとには拒否感を表している。

(xvi) 長期議会 (The Long Parliament) は、スコットランドの反乱に敗れたチャールズ一世が賠償金を捻出するため一六四〇年一月一日召集した議会で、オリバー・クロムウェルにより一六五三年四月に解散されるまで、一二年の長期に渡り続い

た」とから」の名称がある。清教徒革命は「この会期に行われた。トトトで言及されてゐるのば、クロムウェル治世時の革命議会としての長期議会による破壊的立法である。

(xvi) ダイシナーが「」で使用してゐる原語は“the Saint Bartholomew of abuses”¹⁰

一九世紀に活躍したフランスのジャーナリストであり歴史家、フランソワ・オーギュスト・マリ・アレクサン・ミネ（François Auguste Marie Alexis Mignet (8 May 1796 – 24 March 1884), *Histoire de la Révolution française depuis 1789 jusqu'en 1814, 2 toms, (Paris, 1824)* が、ソースであら。日本で明治時代の官僚で法律家であり司法大書記官、東京法学校（現法政大学）校長などに任命された河津祐之（かわづ ゆきゆき）（1849-1894）による翻訳¹¹“ナニエ著『佛國革命史』明治二二年（一八八九年）として出版紹介されてゐるが、今日やさ日本でもヨーロッパでも殆ど見れられてゐる作家である。英國では原著出版の一一年後の一八一六年に *History of the French Revolution, from 1789 to 1814*として英訳出版され、一〇〇世紀初頭一九〇七年に至るまで繰り返し再版されたようである。ダイシナーが読んだのは恐らく英語版の方である。」の部分だけである。関連部分の abuse の意味が難解であるので原文を紹介する。François Auguste Marie Mignet, *Histoire de la Révolution française depuis 1789 jusqu'en 1814, (1824)*, tom 1, p. 101; ‘Cette nuit, qu'un ennemi de la révolution appela dans le temps la Saint-Barthélemy des propriétés, ne fut que la Saint-Barthélémy des abus.’ 医英訳 pp. 53-4:

‘That night, which an enemy of the revolution designated at that time Saint Bartholomew of property, was only the Saint Bartholomew of abuses’.

「」の夜をある革命の敵は当時、各種所有権 propriétés の虐殺・抹消の時であつたと称したのであるが、実のむかへそれは、(封建的) 濫用 (特権) の虐殺・抹消に過ぎぬのであつた。」

革命時の消極的・破壊的立法でアンシャン・レジーム時代からの各種土地所有権を廃止したのを、反革命派は革命のイデオロギーの一つである所有権尊重のその「所有権を皆殺し」にしたと非難したのであるが、実際の「」には、「封建的濫用によって生み出された土地特権」の廃止に過ぎなかつたとの意味であると解釈する。濫用と云ふばだけで「封建的濫用によつて生み出された土地特権」まで読み込むのは骨が折れる。仮語でせ Saint-Barthélemy 云云の単語一六世紀の有名なサ

ン・バルテルミの虐殺に引っ掛けて、「抹消、抹殺、虐殺」の直喻となる。本訳では「虐殺」は強すぎるので「抹消」と翻訳した。なお、当ソースとその意味の確定には日本大学法学部の吉原達也教授に一方ならぬご教示を頂いた。

